

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

過去否定

西友社長の久保恒夫氏は、挑戦が好きで一カ所にとどまっていられない性格。今までに、結局、企業のトップを含めて7回も転職した。挑戦が好きだ。

かつてヨーカ堂の経営改革に携わったとき、セブン&アイ・ホールディングスの鈴木敏文さんに「過去を否定しろ、常識を否定しろ」と諭された。今、西友の従業員に同じことを伝えている。経営コンサルをするときに分析はしない。過去を分析しても過去の事象でしかなく、今に役立つものは何も出てこないとの考えからだ。

きょうやってみたことを分析してダメだったら変えればいだけなのだ。新しいことに挑まないと成長はできない。(日本経済新聞)

ヒント

税務

ミニガイド

令和4年分の所得税の確定申告を行った人は2,295万人で、そのうちe-TAXで申告したのは、1,519万人(そのうち、還付申告者は、1,333万人)です。納税者本人が自宅等から送信したのは592万人(そのうちスマートフォン等利用者は249万人)で、令和3年分と比べて150万人増加しています。



鳥海山(秋田)

角田展章/オアシス

給与・賞与に係る 所得税の定額減税

□定額減税

令和6年分の所得税については、定額減税が実施されますので、6月1日以降に支給する給与・賞与から定額減税に係る特別控除をする必要があります。

□特別控除を実施しなければならない者

特別控除を実施しなければならないのは、主たる給与の支払者（扶養控除等申告書の提出を受けている給与の支払者）で、従たる給与の支払者は実施しません。

なお、令和6年6月2日以後に雇用されて扶養控除等申告書を提出した者については、特別控除の額について年末調整時に控除することとし、各給与等支払時における控除は行いません。

□特別控除の実施時期

令和6年6月1日以後に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から特別控除額を控除します。ただし、その月の源泉徴収税額が限度となります。控除しきれない場合には、それ以後の給与・賞与に係る源泉徴収税額から順次控除します。

□定額減税の対象者

令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の人が対象となります。合計所得金額には、退職所得を含めることとなります。給与所得のみの者については、給与収入2,000万円（23歳未満扶養親族を有する場合等で所得金額調整控除の適用を受ける場合は、2,015万円）以下の者が対象です。

ただし、令和6年6月段階では、令和6年分の合計所得金額は確定していないため、源泉徴収税額からの特別控除に際しては、年末調整を除いて、合計所得金額に関わらず特別控除を実施し、年末調整の対象となる者については、年末調整時において合計所得金額が1,805万円超になると見込まれる場合には、控除実施済額について調整することになります。

□定額減税による特別控除額

話のネタ

○明治41年、初代ミスコンテストに小倉市長の娘で、学習院女子部に在学中の末松ヒロ子さん16歳が選ばれた。当時の学習院は良家の子女ばかりが在籍する学校なので問題となり、院長の乃木希典陸軍大将は品位を傷つけたとして退学処分にした。しかし、乃木大将は、親友の野津元帥の長男の嫁にどうか話を持ちかけて、結婚。乃木大将は二人の仲人を務めた。



本人分として3万円に同一生計配偶者・扶養親族（居住者に限定されます）1人について3万円を加算した金額となりますが、その者の所得税額が上限となります。

「同一生計配偶者」とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいい、合計所得金額が900万円超である居住者の同一生計配偶者（非源泉控除対象同一生計配偶者）が含まれます。

また、同一生計配偶者には、源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円超95万円以下である配偶者は含まれません（合計所得金額48万円超の配偶者は、配偶者自身が定額減税の対象となります）。

したがって、源泉徴収の際の「扶養親族等の数」とは異なる場合がありますので、注意する必要があります。

□給与明細書等への記載

令和6年6月1日以後に交付する給与明細書等には、源泉徴収税額から控除した定額減税の特別控除済額を記載する必要があります。給与明細書等に直接記載しないで、別紙の添付等によって交付することも認められます。

能登半島震災における 特例等に関して

政府は2月、令和6年能登半島災害の被災者に係る法人税等、所得税等などについて被災者に配慮して特別措置を実施することを閣議決定しました。通常国会に関連法案を提出し、法案は成立しました。以下、今回の能登半島災害によって課税に関して取られる特例等です。また、新しい大事な情報もありますので、国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」をご参照ください。

①令和6年能登半島地震における国税の申告期限等の延長について（石川県、富山県の方へ）

国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県及び富山県を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置（地域指定）を講じています。

当該地域内においては、納税者の方が申請す

ることなく、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うことができます。

②令和6年能登半島地震における国税の申告期限の延長について（地域指定の対象地域以外の方へ）

災害により申告・納付等をその期限までに行えないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます（個別指定）。なお、この手続きは、期限が経過した後でも行うことができますので、その時は、最寄りの税務署にご相談ください。

③災害により納税が困難な方

災害により財産に相当な損害を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請してその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。また、上記に該当しない場合であっても、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがあるなどの事情があり、国税を一時に納められない場合には、税務署へ申請することにより、猶予が受けられる場合があります。

ナマの税務相談室

Q 15年ほど前から父甲から息子に預貯金の贈与をしており、その合計額が2,000万円近くになり、息子名義のまま残高として残っています。毎年、贈与税の申告もしています。息子は結婚していましたが10月に突然亡くなり、その後4月になり妻乙が子ども丙を出産しました。

死亡時点では息子の妻乙が妊娠していることがわからず1月に息子が自分で貯めたお金は妻が、甲が贈与していた約2,000万円は母親が相続し、名義変更も完了しましたが、手続き完了後、妻から妊娠しているといわれ、本来相続人でない母親が相続した預金は現在も母親名義のままです。ところが4月に父甲が亡くなり母親が息子から相続した預金をそのまま持っているわけにもいかず、今となっては相続人でない母親名義になっている預金は乙または丙に変更する必要があるのでしょうか。

胎児の相続税と 預金の相続税

A 民法では、胎児は相続については、既に生まれたものとみなす旨が規定されています。

（民法第886条第1項参照）

従って、質問における被相続人息子の法定相続人は、その者の配偶者乙と当該被相続人の死亡後に出生した胎児丙のみとなり、当該被相続人の父母には相続権がありません。

相続する権利を有しない被相続人の母親が、当該被相続人の妻に胎児がいることを知らなかったため相続権があるものと誤認して被相続人名義の預金を、相続を原因として母親名義に変更していた場合において、当該母親は相続人には該当しませんので当該預金を相続により取得することは出来ません。

従って、当該母親名義になっている預金は相続人である乙、丙に返還すべき義務があるものと考えます。

持参債務と取立債務 インボイスによる混乱と收拾

債務の分類に持参債務と取立債務があります。持参債務は、債務者が債権者の所に金銭等を持参して弁済する必要がある債務です。取立債務は、債権者が債務者の所まで金銭等の受取りに行く事で給付を受ける債務です。

昭和時代的イメージでは、持参債務とは、アパートの賃借人が大家さんのところに家賃を持っていく、借金をした人が貸主のところに返済に行く、というようなものです。取立債務とは、日刊新聞の配達所が購読者のところに新聞代を受取りに行く、事業の売掛金の回収の為に売掛先の会社に毎月末に小切手や手形を受取りに行く、というようなものです。会社で支払わ

れる給料は取立債務であるとの判例もあります。

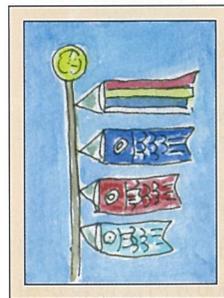
相手先に出向いていく交通費等の負担については、自然に、持参債務は持参者、取立債務は取立者が負うこととなります。持参債務か取立債務かは、契約で定めるものですが、契約を文書にしている場合、慣行に従って行われることを前提に合意していることが多いと思われます。

時代が変わり、持参とか取立とかの実務的行為は消滅し、金銭債務の支払いは銀行振込に代わりました。銀行振込に代わるに際し、取立費用は相手側持ちなのだから、振込みに際しての振込料は債権者側の負担だという事で、振込料の差引きが新しい慣行

となりました。

この過去の取立債務の実務の名残りとしての振込料相手持ちの商慣習について、インボイス制度導入で、実務上混乱しているところがあります。振込手数料も課税取引なので、インボイスが必要な取引に該当します。しかし、受取側には振込料のインボイスはありません。それで、振込料負担の実態への疑問とか、振込料値引処理の書類要求とか、から来るヤリトリが起きたりしています。

こういう混乱や、事務処理負担への配慮として、差引振込料など税込価額が1万円未満である場合、少額特例として帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる事とされています。2023年税制改正では、それまであった事業者規模や期間限定の要件も外したインボイス交付免除規定として規定し直されています。



「五月来る頭に乗せしベレー帽 信子」

自動車税の納付月です。

4月1日現在の所有者に課される地方税です。

風は緑に、薫風さわやか。

「並木みな葉うらを見せ 風五月 狩行」

「一輪草二輪草五月の森をゆく 青柳」

子どもの日、大形連休。

「すこしある五月五日の残り酒 青畝」

5日立夏、20日小満。

うしろをふり向く必要はない。
あなたの前には、
いくらでも道があるのだから。

(魯迅)

5月の税務メモ

(国税)

- 4月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 特別農業所得者の承認申請
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税確定申告の延納申請分の納付

10日
15日
31日
〃
〃
〃

(地方税)

- 4月分個人住民税特別徴収分の納付
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 鉾区税の納付
- 自動車税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。